

(埼玉県認定)

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- <密閉>毎時の喚気
- <密集>受付・相談場所等での密集防止
- <密接>社会的距離（およそ2m）の確保

2 感染防止の対策を行います

- (1) 発熱などの症状のある方の入場制限
- (2) 発熱などの症状がある従業員の出勤制限
- (3) 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- (4) マスクの着用
- (5) 手の触れる場所の消毒
- (6) 施設の喚気(可能な限り複数の窓を同時に)
- (7) 対面する場所の亚克力板等による遮蔽
- (8) 手洗いや手指の消毒の徹底

3 トイレ

- (1) 便器内は、通常の清掃
- (2) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒
- (3) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- (4) ペーパータオル設置か個人でタオルを持参
- (5) 共通のタオルは禁止

4 ゴミの廃棄・清掃

- (1) 鼻水、唾液のついたゴミは密閉して廃棄
- (2) ゴミを回収する際のマスクと手袋の着用
- (3) 手指の洗浄、消毒

5 重症化リスクに配慮

- (1) 高齢者や持病のある方への配慮
- (2) 妊産婦などへの配慮

6 不動産業としての取組

◎事務所等における顧客との対応

- (1) できる限り事前予約での接客対応に努める
- (2) お客様等との面談の日時・場所・相手方等を記録し、万一の感染の事態に備える
- (3) 室内の喚気や消毒を積極的に行う
- (4) 契約書面や重要事項説明書を事前送付し、対面での説明時間の短縮を図り、各種用語等の説明や疑問点は電話やWEBで丁寧な説明を実施する

◎取引物件の対象となる現場での対応

- (1) モデルルームや現地案内所等においても「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る
- (2) 現場の物件の状況等を勘案しつつ、マスクを着用し消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所・物品の定期的な消毒を実施する
- (3) モデルルームや物件の内見後にドアノブなどの消毒を実施する

宣言日：令和2年5月22日



ラビーちゃん

公益社団法人
全日本不動産協会埼玉県本部
不動産保証協会埼玉県本部

※詳細は (<https://saitama.zennichi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/06/e6bd91723cdb7aa3d9c418f941914dac.pdf>) をご覧ください



埼玉県マスクット「コバトン」「さいたまっち」